

》》 たかはた保育園機能移転のガイドライン(案) 《《

本ガイドラインは、たかはた保育園の機能を民間保育園に移転するにあたり必要な基準を定め、市民、事業者に広く示すことにより保護者の不安を解消し、保育園を安定して運営することを目的とします。

1. 保育園機能の移転

市は事業者に対し、たかはた保育園の機能を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援を行うこととします。

2. 三者協議会

円滑な移転を行うために、保護者・事業者・市による三者協議会を設置し、様々な問題に対して連携して解決を図ります。

3. 合同保育

移転による保育環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限にするため、移転の準備期間及び移転後の一定期間、事業者と市職員が合同で保育にあたります。期間については保育園の状況を踏まえ、三者で協議します。

4. 機能移転後の市の責務

- (1) 機能移行後についても引続き一定期間は三者協議会を開催し、保育内容を確認するとともに、問題が生じた場合は必要な改善を図ります。
- (2) 事業者の保育の質の維持、向上のため、市は他の民間保育園と同様に補助金や研修等の必要な支援を行います。
- (3) 機能移転後速やかに福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、その評価をインターネット等で広く公開します。

5. 職員の処遇

機能移転に伴い、現在たかはた保育園に勤務している正規職員は、新園に派遣する者のほかは、他の部署や他の公立保育園に異動します。また臨時職員で新園での雇用を希望するものについては、事業者は積極的に受け入れることに努めることとします。